

担当者	廃棄物減量推進課		担当：古田	
連絡先	077-528-2802		内線	
総合計画 位置付け	基本方針	基本政策	施策	取組の 方向性
	3	12	30	1

令和8年6月12日

指定ごみ袋の臨時措置の実施について

昨今の中東情勢により、本市においても指定ごみ袋が品薄になっている店舗が6月になり急増しました。これまで、市民からの問い合わせに対して、比較的在庫が安定している店舗を案内してきましたが、車での移動が困難な方や生活必需品の購入を訪問介護等に依頼されている方への案内が大変困難な状況となりました。

このことから、大津市指定ごみ袋が購入できない場合に限り、6月15日（月曜）から7月31日（金曜）の間、指定ごみ袋以外の袋で排出された家庭ごみも収集する臨時措置を実施します。

1 臨時措置の期間


令和8年6月15日（月曜） ～ 令和8年7月31日（金曜）

2 収集の対象となるごみ

- ・ 家庭ごみ定期収集のうち紙ごみを除くすべてのごみ
（紙ごみは紐くくりをお願いしており、平時も指定ごみ袋を使用しておりません）
- ・ 戸別有料収集、自己搬入も同様に取り扱います。

3 収集する袋

容量20L～45Lの透明又は無色半透明のごみ袋（内容が確認できる袋）

収集する袋 ※内容が確認できる袋	収集できない袋
20L～45Lの透明、無色半透明 （中の文字がはっきり見えるもの） <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">透明</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">無色の半透明</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量が20L未満又は45Lを超過した袋 ・ 色付き（黒、青、白、グレー、黄、ピンク等） ・ 破れている袋 ・ 紙袋、土のう袋、布袋、レジ袋 ・ 他自治体の指定ごみ袋 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>

4 その他

想定される質問とその回答

Q 1	指定ごみ袋を使用しない方がいいですか
A 1	指定ごみ袋をお持ちの方、近隣で通常通り購入できる方は、指定ごみ袋をご使用いただくようお願いいたします。
Q 2	分別や収集方法に変更はありますか
A 2	分別方法や収集曜日などに変更はありません。
Q 3	臨時措置はいつまで続くのでしょうか
A 3	令和8年7月31日（金曜）の収集分までとしております。 臨時措置終了や期間の延長については、市ホームページ等にて改めてご案内します。
Q 4	白い半透明の袋は使用できますか
A 4	「白半透明」や「半透明（乳白色）」として販売されているものがありますが、袋の中身が確認しづらい場合がありますので使用しないでください。
Q 5	袋に「燃やせるごみ」など記入する必要はありますか
A 5	記入していただく必要はありません。 ごみと分かるように、ごみ集積所のボックスやカラス除けネット等にお入れください。
Q 6	収集される半透明の袋はどのような袋ですか
A 6	袋の内容が容易に確認できるもの（中の文字が読める程度）です。
Q 7	大津市はなぜ指定ごみ袋を使用しているのですか
A 7	以下の理由から、本市では指定ごみ袋制度を導入しております。 ➤ ごみ減量と分別徹底の意識向上のため ➤ 収集運搬作業の効率と安全性確保のため ➤ 市外や事業系ごみの持ち込みを抑制するため